

今後の取組について

令和元年 6月19日

宮川外大規模氾濫減災協議会

これまでの取組の継続

①想定最大規模の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

宮川外大規模氾濫減災協議会

- H27.5月の水防法の一部改正により、**想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を河川管理者が指定・公表することとなりました。
- **早期に避難が必要な氾濫流・河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域**もあわせて公表。
- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、**市町において洪水ハザードマップを作成。**

水防法改正の概要

洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充

(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



ハザードマップの作成

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組（平成30年12月まで）	今後の進め方及び数値目標等
浸水想定区域の早期指定、 浸水想定区域図の作成・ 公表等	<p>【国・都道府県管理河川共通】 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 【国管理河川】 平成29年6月までに全109水系で作成・公表。</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・平成30年度の緊急点検を踏まえ、令和2年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 【国・都道府県管理河川】 ・ダム操作に関する情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。</p>

② 小中学校における水災害教育の実施

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 住民一人一人が災害時適切な避難行動をとる「能力」を養う必要があり、自然災害への「心構え」と「知識」を備えた個人を育成するためには、**幼少期からの防災教育を進めることが効果的。**
- H29.3月に小中学校の学習指導要領等が改訂され、自然災害に関する内容が充実された。
- 令和2年度より小学校にて新学習指導要領の全面実施に向けて、**指導計画案の作成等防災教育の支援。**

主体的な行動による避難の実現に向けて

- 自ら考え、安全に逃げることができる子供たちを育む
- 定期的な避難訓練により、自然と逃げれる子供たちを育む



東京都平山小学校での「生き抜く科」授業
生徒自らが考えた安全な避難経路を発表



高知県黒潮町での訓練
津波の届かない高台まで避難

先行事例を参考に

＜先生方と連携し「指導計画」の作成の支援を実施＞

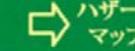
	「自然災害の防止」を教える流れ
第1回	どのような自然災害が発生するか (災害のメカニズム等)
第2回	自然災害が起きたら、何が必要か (危険な場所を考える、情報収集等)
第3回	[まとめ]命を守るために必要なこと (上記の振り返りや避難訓練等)



国土交通省

めあて：自然災害に備えて自分たちができることはなんだろう。

風水害に備えてふだんからできること

○ひなんする場所を調べておく。
○ひなん場所への道を調べておく。 

風水害がおこった時にできること

・川の水位に注意する
・テレビやラジオで天気や防災情報を確認する

まとめ：
風水害に限らず自然災害に備えて、
ふだんから自分にできる備えを行うことが大切である。



「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組（平成30年12月まで）	今後の進め方及び数値目標等
防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none">平成27年度に文部科学省と連携し「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校（28校）を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。平成30年度に河川管理者向けに「学校教育を理解するためのスタートブック」及び、学校関係者向けに「水と川学びのススメ」を作成。	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none">引き続き、国管理河川のすべての協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none">引き続き、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。（防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施）令和元年度中に避難確保計画を作成し、令和2年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。

③ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

宮川外大規模氾濫減災協議会

- H28年台風10号により岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の被害にあった。
- これをうけ、H29.6月の水防法等の一部が改正により、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、**避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化された**。
- 都道府県及び市町村の**関係部局が連携して**、避難確保計画作成及び避難訓練実施の**支援を実施**。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では、義務を新設



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

「水防災意識社会の再構築」に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組（平成30年12月まで）	今後の進め方及び数値目標等
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・要配慮者利用施設への説明会の開催。（全47都道府県で実施済み）・平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。・同年、「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂、「避難確保計画作成の手引き」（土砂災害）を作成。【国・都道府県管理河川】・平成30年に全国7市で講習会プロジェクトを実施。	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。

③ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 国土交通省では、H29年度に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」や「避難確保計画作成の事例集」を公表。
- 津市をモデル地区として、講習会を開催し、「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。

避難確保計画作成の手引き

手引きの他、作成支援編及び雛形も含めて公表

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

要配慮者利用施設における
避難確保計画作成の手引き別冊
(作成支援編・様式編)



【様式編】
洪水時の避難確保計画
【施設名】
平成²⁹年³月¹日 白紙

高潮事例
市のまな
に詳と
であ
計画
加す
通
ハセ
情報
組合

計画作成の事例集

岩手県、岡山県、兵庫県の施設を事例に計画作成のポイントや検討過程をとりまとめ

平成29年8月 初版
資料2

要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)

いざ！という時に備えるために

写真：平成28年台風10号要配慮者利用施設被災状況
岩手県岩泉町（撮影 国土地理院）

内閣府（防災担当）
消
生
厚
土
交
象
防
勞
動
通
省
省
廳

【内見の様子】
【避難経路の様子】
【意見交換の様子】

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成手引き
1. 計画の目的
2. 計画の範囲
3. 計画の種別
4. 防災体制
5. 防災訓練
6. 避難訓練
7. 避難の確認を図るために施設の整備
8. 防災用具及び機材の整備
9. 自由な防災意識を醸す取り組み

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成手引き
1. 防災対応組織の構成と責任者
2. 防災用具及び機材の整備
3. 防災訓練
4. 防災用具及び機材の整備
5. 防災訓練
6. 防災訓練
7. 防災訓練
8. 防災訓練
9. 防災訓練
10. 防災訓練
11. 防災訓練
12. 防災訓練
13. 防災訓練
14. 防災訓練
15. 防災訓練

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成手引き
1. 防災対応組織の構成と責任者
2. 防災用具及び機材の整備
3. 防災訓練
4. 防災用具及び機材の整備
5. 防災訓練
6. 防災訓練
7. 防災訓練
8. 防災訓練
9. 防災訓練
10. 防災訓練
11. 防災訓練
12. 防災訓練
13. 防災訓練
14. 防災訓練
15. 防災訓練

講習会の企画・運営マニュアル

- 施設の管理者等に計画作成の必要性の理解、計画作成を支援するための講習会を効率的・効果的に開催することを目的にとりまとめ。
- 市町村の担当者の負担軽減のため、講習会資料のフォーマットもあわせて公表

講習会の企画調整及び運営マニュアル

～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～

平成 30 年 3 月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

国土交通省HP（要配慮者利用施設の浸水対策）

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#tebiki> 5

平成30年7月豪雨を受けた取組

- 複数の河川からの氾濫リスクを有するとともに、バックウォーター現象等により**高い水位が特に継続しやすい本川と支川の合流部等**において、堤防が決壊した場合に、湛水深が特に深く、人命への危険性が高い地区の堤防強化対策を推進する。

対策の内容・効果

- 越水や浸透破壊の危険性のある堤防強化対策や堤防のかさ上げ等を実施。
- 堤防決壊が発生した場合の湛水深が深く多数の人命が危険にさらされる区間において、氾濫による死亡リスクの解消等を図る。



対策箇所の例

- 平成30年7月豪雨では、**樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等**により流下阻害や局所洗掘を起こし、氾濫や施設被災の一因となった。
- 全国には、これらの事象によって、氾濫発生の危険度が高い河川が多く存在している可能性があることから、こうした**危険性が高い区域を緊急的に点検**したうえで、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより危険性を解消する。

対策の内容・効果

樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水はん濫により、人命被害リスクの高い危険箇所について、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより、水位低下を図る。



対策イメージ

簡易型河川監視カメラ・効果的な情報提供

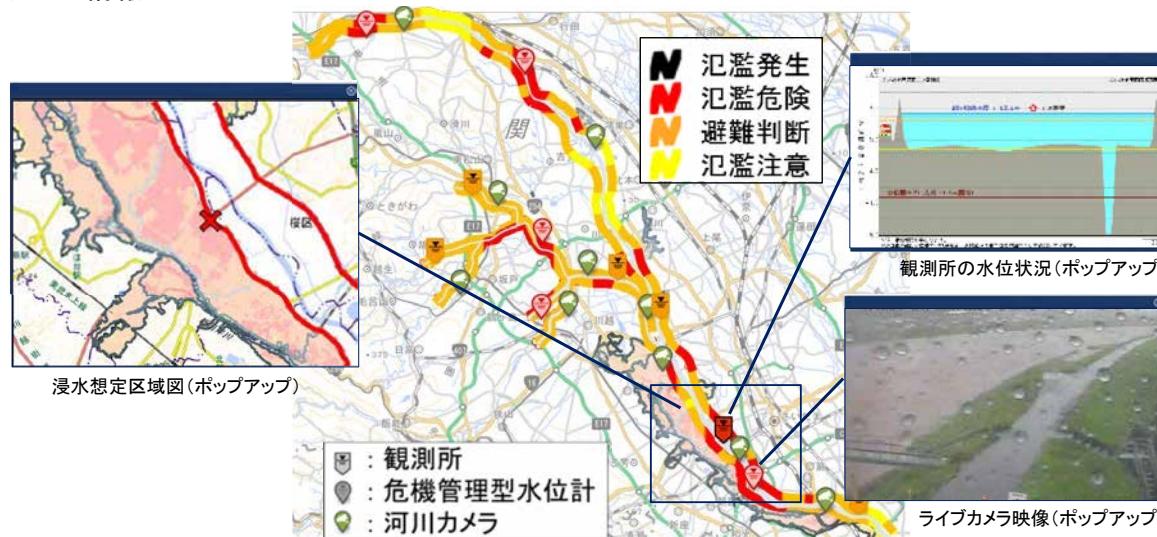
宮川外大規模氾濫減災協議会

- 映像により危険性が認識できるよう、機能を限定した**低コストで設置容易なカメラ**の開発・設置を促進するとともに、現在設置されているカメラの機能強化を図り、**水位情報と併せた効果的な情報提供の仕組み**を構築する。
- 上下流連続的かつ左右岸別にきめ細かな洪水情報を発信するとともに、最高水位やその時間等、洪水予報の内容を充実するなど、洪水の危険性、切迫性をわかりやすく伝えることで住民の円滑な避難行動を促す。

対策の内容・効果

水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示

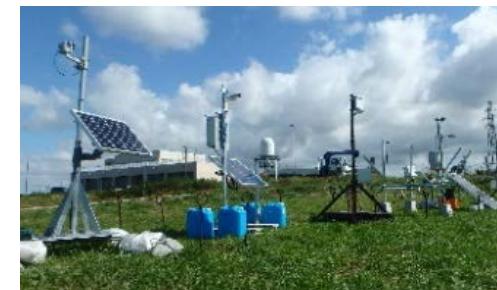
…上下流連続的かつ左右岸別にきめ細かな洪水情報等を実施するとともに、水位情報、カメラ画像、浸水想定区域などの情報との一元化



洪水予報の充実

…これまでの3時間先の水位予測に加え、最高水位やその時間等の情報も提供するなど洪水予報の内容を充実

簡易型河川監視カメラ（無線式）



設置が容易で低コストな河川監視カメラを開発中。スマートフォン等で水位情報とともに、カメラ情報をリアルタイムで提供。

＜直轄河川設置予定＞
三重河川国道事務所管内
・約30箇所設置予定

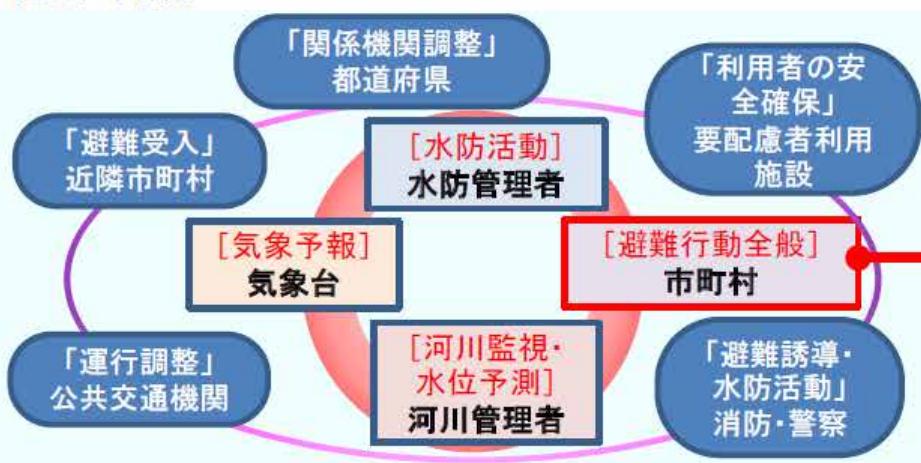
高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

宮川外大規模氾濫減災協議会

- 防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施。
- 地域包括支援センターへのハザードマップ等の周知、ケアマネージャの研修や地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用し、防災に関する説明を実施。

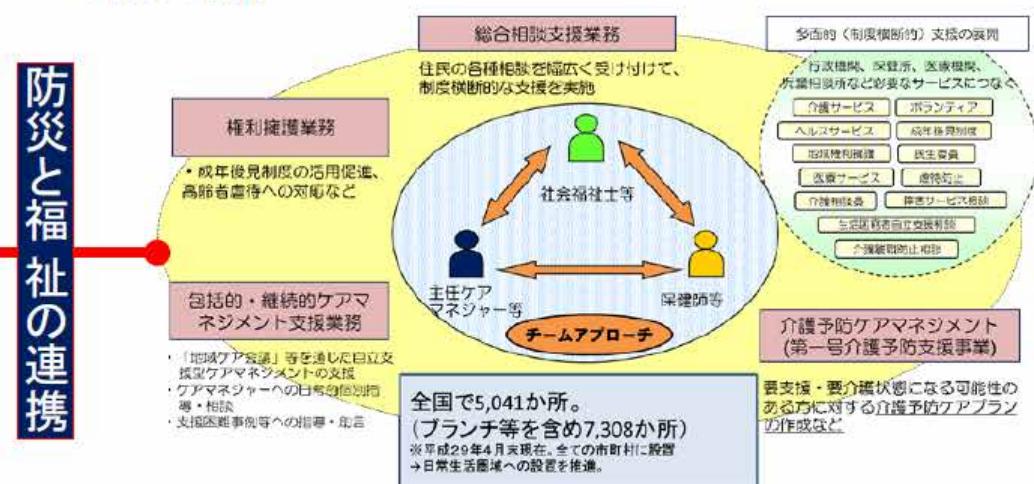
<大規模氾濫減災協議会>

地域で多様な関係者が連携して洪水対策を総合的かつ一体的に推進する機関



<地域包括支援センター>

市町村が設置する地域の高齢者の保健医療や福祉の増進を包括的に支援する機関



<取組内容>

- ◆ 地域包括支援センターへのハザードマップの掲示
- ◆ 地域包括支援センターへの避難訓練のお知らせ等防災関連パンフ等の設置
- ◆ ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修等の場を活用し、ハザードマップ等の説明を実施



異常洪水時防災操作（ただし書き
操作）移行時のホットラインの構
築について

令和元年6月19日
三 重 県

- ◆平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な豪雨となり、各地で甚大な被害が発生
- ◆平成30年12月に「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」（提言）が出された。
- ◆市町村長による避難勧告等の適切な発令の促進
 - 大規模氾濫減災協議会へのダム管理者の参画
 - 避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化等

避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化策

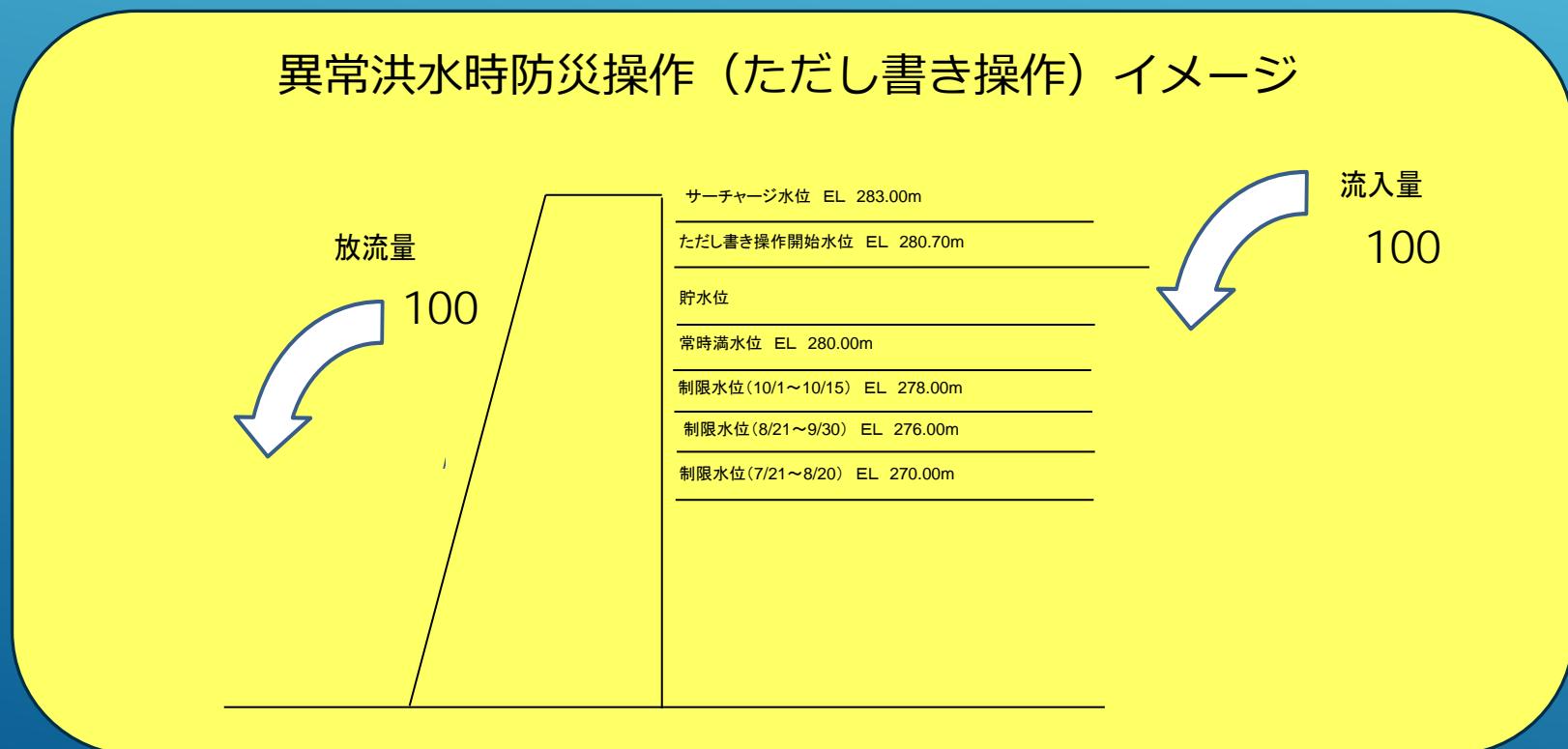


県管理のダム管理者とダム下流域市町長とホットラインを新たに構築

- ◆ 県土整備部長から流域市町長へのホットライン
 - 異常洪水時防災操作への移行が見込まれる1時間前
- ◆ ダム管理室長から流域市町防災担当部課長へのホットライン
 - 異常洪水時防災操作への移行が見込まれる3時間前
 - 異常洪水時防災操作への移行が見込まれる1時間前
 - 異常洪水時防災操作への移行時

(参考) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）とは

甚大かつ長時間にわたる豪雨等により、ダムの洪水調節容量を使い切る見込みとなった場合にダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする防災操作



今後の協議会のスケジュール

宮川外大規模氾濫減災協議会

- これまでの取組及び緊急行動計画の改定を受けた取組について、取組進捗状況及び課題について共有する幹事会を出水期明け11月をメドに開催予定。

	H31年度												R2年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
鈴鹿川外		5/20 幹	6/3 協											
雲出川外		5/10 幹	5/31 協											
櫛田川外		5/10 幹	5/31 協											
宮川外		6/6 幹	6/19 協											

幹
事
会

協
議
会